

文部科学省から高校生の進路指導を行う方への重要なお知らせです！

## 平成18年度から薬学教育が6年制になります

学校教育法が改正され（平成16年5月21日公布）、大学の薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度が変わります。この制度は、平成18年4月の入学生から適用になります。高校生に対する進路指導において、以下の点を十分にご理解の上、適切な指導をお願いします。

### ① 薬剤師養成のための薬学教育は6年制となります。

医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、高い資質を持つ**薬剤師養成のための薬学教育は、学部の修業年限が4年から6年に延長**されます。

### ② 多様な分野に進む人材の育成のため、4年制の学部・学科も置かれます。

4年制学部からは、大学院へ進み、製薬企業や大学で研究・開発に携わる人材をはじめとして、企業の医薬情報担当者(MR、営業担当)や医薬品販売に携わる人材など、薬剤師としてではなく、薬学の基礎的知識をもって社会の様々な分野で活躍する多様な人材が輩出されることが期待されています。

※「薬学部」には6年制学部・学科と4年制学部・学科ができることとなりますが、いずれが置かれるかは大学毎に異なります。具体的な設置については、各大学にお問い合わせ下さい。

### ③ 薬剤師国家試験受験資格が変わります。

学校教育法の改正に伴い、薬剤師法も改正され(平成16年6月23日公布)、**薬剤師国家試験を受けることができるのは、原則として、6年制学部・学科の卒業者と**されています。

ただし、4年制学部・学科の学生については、平成29年度までの入学者に限り、大学を卒業した後、薬学関係の修士又は博士の課程を修了し、さらに6年制学部の卒業生に比べ不足している医療薬学系科目や実務実習等の単位を、一定期間内に6年制学部において追加で履修し、6年制学部の卒業生と同等であると厚生労働大臣が個別に認める場合にのみ、**薬剤師国家試験を受験することができる**とされています。

#### <問い合わせ先>

・文部科学省 高等教育局 医学教育課(①、②について)

TEL:03-6734-3306 FAX:03-6734-3390 e-mail:igaku@mext.go.jp

文部科学省ホームページも御参照ください。URL:<http://www.mext.go.jp/>

○「審議会情報」→「中央教育審議会」→「薬学教育の改善・充実について(答申)」

○「国会提出法律関係」→「第159回国会における文部科学省提出法律案」→「学校教育法等の一部を改正する法律案」

・厚生労働省医薬食品局総務課(③について)

TEL:03-3595-2377 FAX:03-3591-9044